

(仮称)宝塚第一小学校教育環境適正化検討委員会 設置基準 (案)

1 設置

本委員会は、地域や保護者が主体となり、宝塚第一小学校のより良い教育環境について諸課題の整理や具体的な方策の検討を行うために設置する。

2 運営

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 委員会の会議は、委員長が参集し、委員長がその議長となる。
- (3) 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の公開（傍聴）

- (1) 会議は原則公開とする。理由がある場合は、会長が事前に委員等に諮り、会議を非公開とすることができる。
- (2) 傍聴者の定員は、会議の都度、会場などを勘案して決定する。
- (3) 傍聴希望者が定員を超えるときは抽選とする。
- (4) その他、傍聴に当たっては、宝塚市教育委員会傍聴人規則を準用する。

【参考】宝塚市教育委員会傍聴人規則

第2条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が会議を傍聴させることが不適當であると認める者

第4条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食を行うこと。
- (5) 許可を受けないで撮影、録音等を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第6条 傍聴人で、前条各号の規定を守らない者には、教育長は注意を促し、改めない者は退場を命ずる。

2 退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

4 会議録の作成及び周知

会議の記録は、発言要旨を記載し、発言者は無記名とする。会議録作成後は、配布資料とともに、市ホームページに掲載する。

5 代理出席

委員が都合により欠席する場合は、代理出席を可とする。

6 庶務

委員会の庶務は、教育委員会事務局学事課で行う。